

毎週火・金曜日発行

# 島根県報

号外第六五号

平成十五年四月四日

(金曜日)

## 選管告示

島根県議会議員一般選挙の実施

島根県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者

島根県議会議員一般選挙における選挙長の勤務場所

島根県議会議員一般選挙における投票用紙等の様式

島根県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所

島根県議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の表示板等の配色

島根県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙における投票用紙を区別して交付する投票所での投票の順序

島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙における開票を同時に行わない開票所での開票の順序

島根県議会議員一般選挙における届出等に関し島根県選挙管理委員会が指定する場所

島根県議会議員一般選挙における政治活動用自動車の表示板の配色

島根県議会議員一般選挙における政治活動用ポスターの証紙の地模様及び色

島根県議会議員一般選挙における選挙会の事務と開票の事務を併せ行わない開票区

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数

一 二 三 八 八 八 八 九 九 九 九 一〇

## 選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第三十七号

任期満了による島根県議会議員一般選挙を次のとおり行う。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

投票を行うべき日 平成十五年四月十三日

選挙すべき議員の数

選挙区	議員の数	選挙区	議員の数	選挙区	議員の数
八束第一	一人	八束第二	一人	八束第三	一人
能義	一人	仁多	一人	大原	二人
飯石	一人	簸川第一	一人	簸川第二	一人
簸川第三	一人	邑智	二人	那賀	一人
鹿足	一人	隠岐	一人	松江	七人
浜田	二人	出雲	四人	益田・美濃	三人
大田・邇摩	二人	安来	二人	江津	一人
平田	二人				

島根県選挙管理委員会告示第三十八号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

鹿足	那賀	邑智	簸川第三	簸川第二	簸川第一	飯石	大原	仁多	能義	八束第三	八束第二	八束第一	選挙区
片山重政	藤原義光	糸賀邦夫	吉原弘次	吉原弘次	吉原弘次	飯塚亮	飯塚亮	飯塚亮	高野良美	高野良美	高野良美	高野良美	選挙長氏名
益田市幸町七番三〇号	浜田市殿町七九番地三八	邑智郡川本町大字川本三三一番地一	松江市浜乃木六丁目二七番一六号	松江市浜乃木六丁目二七番一六号	松江市浜乃木六丁目二七番一六号	松江市西川津町七〇八番地一一	松江市西川津町七〇八番地一一	松江市西川津町七〇八番地一一	安来市西松井町二二八番地	安来市西松井町二二八番地	安来市西松井町二二八番地	安来市西松井町二二八番地	住 所
百合澤博文	鎌田幸夫	山本啓行	久家儀夫	久家儀夫	久家儀夫	竹内保徳	竹内保徳	竹内保徳	黒川裕伸	黒川裕伸	黒川裕伸	黒川裕伸	職務代理者氏名
益田市東町二〇番三七号	浜田市殿町七一番地一二	邑智郡川本町大字川下一三二七番地七	平田市灘分町一八六七番地	平田市灘分町一八六七番地	平田市灘分町一八六七番地	簸川郡斐川町大字併川一一八二番地一	簸川郡斐川町大字併川一一八二番地一	簸川郡斐川町大字併川一一八二番地一	八束郡八雲村大字日吉三五四番地一一	八束郡八雲村大字日吉三五四番地一一	八束郡八雲村大字日吉三五四番地一一	八束郡八雲村大字日吉三五四番地一一	住 所

島根県選挙管理委員会告示第三十九号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長の勤務する場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

平田	江津	安来	大田・邇摩	益田・美濃	出雲	浜田	松江	隠岐
土井瑞雄	井上淳太郎	渡部英一	宮脇幸好	片山重政	来海弘明	大谷坦	堀内伊助	村田三郎
平田市西郷町四三三番地一	江津市渡津町五〇二番地一	安来市安来町一〇七七番地	大田市静間町一三二五番地三	益田市幸町七番三〇号	出雲市大津朝倉一丁目一四番地五五	浜田市長沢町六八八番地一〇	松江市上乃木九丁目二五番二一号	隠岐郡西郷町大字城北町四九番地
田中康義	木原誠	永田義光	大野繁樹	百合澤博文	黒目俊策	天野孝	目黒計則	伊藤方一
平田市園町一四四二番地	江津市都野津町二三三二番地二	安来市赤江町五四八番地	大田市鳥井町鳥井六八番地四	益田市東町二〇番三七号	出雲市常松町三〇〇番地	浜田市長沢町一六五八番地三	松江市国屋町一七四番地六	隠岐郡西郷町大字城北町二五三番地

八束第一選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	八束第二選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	八束第三選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	能義選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	仁多選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	大原選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	飯石選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	簸川第一選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	簸川第二選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	簸川第三選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	邑智選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	那賀選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	鹿足選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	隠岐選挙区島根県議会議員選挙 選挙長
松江市東津田町一七四一番地一 松江総務事務所	松江市東津田町一七四一番地一 松江総務事務所	松江市東津田町一七四一番地一 松江総務事務所	松江市東津田町一七四一番地一 松江総務事務所	大原郡木次町大字里方五三一番地一 木次総務事務所	大原郡木次町大字里方五三一番地一 木次総務事務所	大原郡木次町大字里方五三一番地一 木次総務事務所	出雲市大津町一一三九番地 出雲総務事務所	出雲市大津町一一三九番地 出雲総務事務所	出雲市大津町一一三九番地 出雲総務事務所	邑智郡川本町大字川本二七九番地 川本総務事務所	浜田市片庭町二五四番地 浜田総務事務所	益田市昭和町一三番一号 益田総務事務所	隠岐郡西郷町大字港町字塩口二四番地 隠岐支庁

松江選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	松江市末次町八六番地 松江市役所
浜田選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	浜田市殿町一番地 浜田市役所
出雲選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	出雲市今市町一〇九番地一 出雲市役所
益田・美濃選挙区島根県議会議員 選挙選挙長	益田市昭和町一三番一号 益田総務事務所
大田・邇摩選挙区島根県議会議員 選挙選挙長	大田市大田町大田口一一一番地 大田市役所
安来選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	安来市安来町八七八番地二 安来市役所
江津選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	江津市江津町一五二五番地 江津市役所
平田選挙区島根県議会議員選挙 選挙長	平田市平田町九五一番地一 平田市役所

島根県選挙管理委員会告示第四十号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における投票用紙、点字用投票用紙、仮投票用封筒、不在者投票用封筒、郵便による不在者投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒の様式を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美



仮投票用封筒

表

仮 投 票

島 根 県 選  
挙 管 理 委  
員 会 之 印

投 票 者  
氏 名

投票所

裏

備考

- 一 印刷は、黒色刷とし、用紙は薄黄色（中厚口）上質紙とする。
- 二 押すべき印は刷込式とする。
- 三 寸法は縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

不在者投票用封筒

表

平成15年 4月13日執行  
島根県議会議員一般選挙  
不 在 者 投 票  
(外 封 筒)

島 根 県 選  
挙 管 理 委  
員 会 之 印

投 票 者  
氏 名

投票区名
選挙人名簿号 登録番
男 女 別
男 女

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

裏

投票年月日 平成 年 月 日  
不在者投票管理者（職・氏名）

投票場所 何の場所

- 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）選挙管理委員会委員長
- （何々船長）（何々病院長）（何々老人ホームの長）（何々国立保養所長）
- （何々身体障害者更生援護施設の長）（何々保護施設の長）（何々労災リハビリテーション作業所の長）（何々刑務所長、警察署長、少年院長、婦人補導院長）

立会人 氏 名

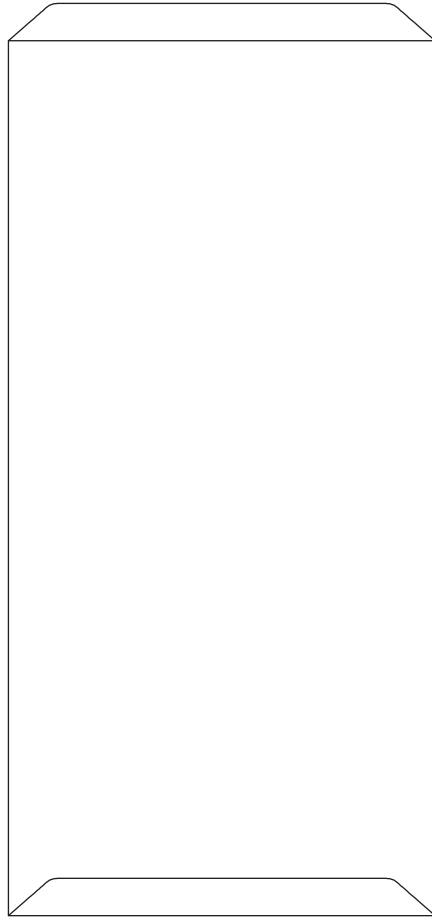
内封筒

表

(内封筒)

注意  
この封筒には、何も記載しないでください。  
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をしたうえ、  
外封筒に入れてさらに封をしてください。

裏



備考

- 一 印刷は、黒色刷とし、用紙は薄黄色（中厚口）上質紙とする。
- 二 外封筒に押すべき印は刷込式とする。
- 三 寸法は外封筒縦約十八センチメートル、横約八センチメートル、内封筒縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

郵便による不在者投票用封筒

外封筒

表

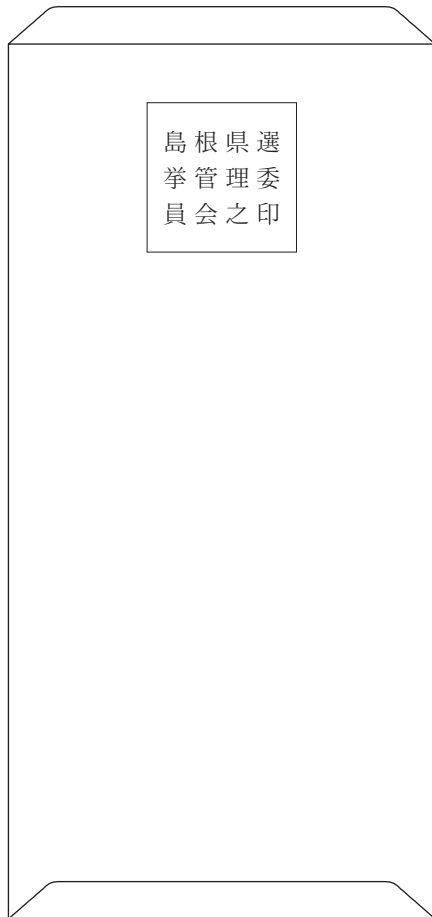
平成15年 4月13日執行  
島根県議会議員一般選挙  
郵便による不在者投票

(外封筒)

投票記載年月日 平成 年 月 日  
投票記載場所 郡市 村町 番地  
右の年月日及び場所において自ら投票の記載をいたしました。  
注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票区名
選挙人名簿登録番号
男女別
男 女

裏



島根県  
選挙管理  
委員会之印

内封筒

表

(内 封 筒)

注意  
この封筒には、何も記載しないでください。  
この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をしたうえ、  
外封筒に入れてさらに封をしてください。

裏

備考

- 一 印刷は、黒色刷とし、用紙は薄黄色（中厚口）上質紙とする。
- 二 外封筒に押すべき印は刷込式とする。
- 三 寸法は外封筒縦約十八センチメートル、横約八センチメートル、内封筒縦約十六センチメートル、横約六・五センチメートルとする。

不在者投票証明書用封筒

表

注意  
この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出してください。  
開封すると不在者投票はできません。

選挙人 氏 名

不在者投票証明書在中

裏

備考

- 一 印刷は、黒色刷とし、用紙は半晒クラフト紙七五・五キログラムとする。
- 二 寸法は縦約十八センチメートル、横約七センチメートルとする。

郡 市

村 町

選挙管理委員会委員長

氏

名

印

島根県選挙管理委員会告示第四十一号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

日 時 平成十五年四月四日 午後六時

場 所 松江市殿町一番地 島根県選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第四十二号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における選挙運動用自動車・船舶及び拡声機の表示板、乗車又は乗船する者及び選挙運動従事者の腕章並びに街頭演説用の標旗の配色を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

白地とし、文字は黒色とする。

島根県選挙管理委員会告示第四十三号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による選挙運動に関する支出の制限額は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

選挙区	制 限 額
八束第一	五、五六四、五〇〇円

八束第二	五、二四八、三〇〇円
八束第三	四、九五九、六〇〇円
能 義	四、八九五、八〇〇円
仁 多	五、〇三六、五〇〇円
大 原	四、九七一、九〇〇円
飯 石	五、三五三、〇〇〇円
簸川第一	五、七〇四、二〇〇円
簸川第二	四、八八〇、八〇〇円
簸川第三	五、〇一一、五〇〇円
邑 智	四、八九一、七〇〇円
那 賀	五、一五九、四〇〇円
鹿 足	五、一三六、七〇〇円
隠 岐	五、五九五、四〇〇円
松 江	五、二八八、五〇〇円
浜 田	五、四二四、五〇〇円
出 雲	五、三一七、二〇〇円
益田・美濃	五、一〇四、三〇〇円
大田・邇摩	五、三五五、二〇〇円
安 来	四、九二〇、〇〇〇円
江 津	五、五七七、七〇〇円
平 田	四、八七九、七〇〇円

島根県選挙管理委員会告示第四十四号

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、次のとおりとする。

平成十五年四月四日



- 一 島根県知事選挙の投票
  - 二 島根県議会議員一般選挙の投票
- 島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会告示第四十五号

平成十五年四月十三日行う島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙において、これらの選挙の開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序は、次のとおりとする。

平成十五年四月四日

- 一 島根県知事選挙の開票
  - 二 島根県議会議員一般選挙の開票
- 島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会告示第四十六号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙において、県の議会の議員の選挙における届出等に関する規程（昭和四十二年島根県選挙管理委員会規程第三号）により島根県選挙管理委員会が指定する場所は、平成十五年四月四日午前八時三十分から午後五時までの間に行う場所に限り、次のとおりとする。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

松江選挙区	松江市役所内	松江市選挙管理委員会事務局
浜田選挙区	浜田市役所内	浜田市選挙管理委員会事務局
出雲選挙区	出雲市役所内	出雲市選挙管理委員会事務局
大田・邇摩選挙区	大田市役所内	大田市選挙管理委員会事務局
安来選挙区	安来市役所内	安来市選挙管理委員会事務局
江津選挙区	江津市役所内	江津市選挙管理委員会事務局

平田選挙区 平田市役所内 平田市選挙管理委員会事務局

島根県選挙管理委員会告示第四十七号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における政治活動用自動車の表示板の配色を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

白地とし、文字は青色とする。  
島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会告示第四十八号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙における政治活動用ポスター証紙の地模様及びその色を次のとおり定める。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美  
地模様 細紋  
地模様の色 桃色

島根県選挙管理委員会告示第四十九号

平成十五年四月十三日行う島根県議会議員一般選挙において、次に掲げる開票区の開票の事務は、選挙会の事務と併せて行わない。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

開票区	選挙区
簸川郡斐川町の区域	簸川第一選挙区

毎週火・金曜日発行

簸川郡大社町の区域	簸川第三選挙区
松江市の区域	松江選挙区
浜田市の区域	浜田選挙区
出雲市の区域	出雲選挙区
安来市の区域	安来選挙区
江津市の区域	江津選挙区
平田市の区域	平田選挙区

島根県選挙管理委員会告示第五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数  
二一、一七一

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）  
一六八、〇九〇

三 地方自治法第八十条第一項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）  
六、六八五

八束第一選挙区

六、六八五

- 八束第二選挙区 五、四一五
- 八束第三選挙区 四、二五六
- 能義選挙区 三、九九九
- 仁多選挙区 四、五六四
- 大原選挙区 八、六一〇
- 飯石選挙区 五、八三五
- 簸川第一選挙区 七、二四六
- 簸川第二選挙区 三、九三九
- 簸川第三選挙区 四、四六四
- 邑智選挙区 七、九六五
- 那賀選挙区 五、〇五八
- 鹿足選挙区 四、九六七
- 隠岐選挙区 六、八〇九
- 松江選挙区 三九、〇三四
- 浜田選挙区 一一、二四五
- 出雲選挙区 二二、七六五
- 益田・美濃選挙区 一四、五一〇
- 大田・邇摩選挙区 一一、六八八
- 安来選挙区 八、一九三
- 江津選挙区 六、七三八
- 平田選挙区 七、八六九

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）  
一六八、〇九〇

平成十五年四月四日印刷  
平成十五年四月四日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁  
印刷所 松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）

(11) 平成15年 4 月 4 日

島 根 県 報

号外第 65 号